

2. 職業能力形成プログラムの訓練基準案

		有期実習型 (今回新設する訓練(案))	実践型人材養成システム ※厚生労働大臣認定あり	日本版デュアルシステム (委託型)
対象者		正社員になるには当該有期実習型訓練を受講することが適切であり、職業能力形成機会に恵まれなかった者(※1)として、キャリアコンサルタント(※2)が認めた者	35歳未満の若年者 (新規学卒者を含む)	正社員になるには当該訓練を受講することが適切とであり。業能力形成機会に恵まれなかった者(※1)として、キャリアコンサルタント(※2)が認めた者。例外として、概ね35歳未満の若年者
総訓練期間、時間		3ヶ月超6ヶ月(特別な場合には1年)以内 6月当たり425時間以上	6ヶ月以上 2年以下 1年当たり850時間以上	標準4ヶ月
教育訓練 形態	OJT 時間割合	2割以上 8割以下	2割以上 8割以下	1ヶ月以上、 総訓練期間の1/2以下
	Off-JT 実施主体	OJT実施事業主以外の者の協力を得て実施	公共職業訓練施設、認定訓練校、 OJT実施事業主以外の者	民間教育訓練機関
評価方法		汎用性のある評価基準によって行う (ジョブ・カード様式6 評価シートを使用) 指導及び評価担当者、責任者を選任	客観的かつ公正なものであること (ジョブ・カード評価シート等の活用を推奨) 訓練担当者を選任	汎用性のある評価基準によって行う (ジョブ・カード様式6 評価シートを使用)
雇用形態		有期 若しくは 常用雇用	有期 若しくは 常用雇用	—
位置づけ		フリーター等、職業能力形成機会に恵まれない者に実践的な訓練を行うことにより、訓練実施企業 又は 他の企業における常用雇用を目指す。	若年者(特に新規学卒者)に計画的な訓練を行うことにより、現場の中核人材を育成。	公共職業訓練の一類型。 教育訓練機関が主体となり、フリーター等に実践的な職業能力を付与することによる就職支援。

※1 過去5年間に概ね3年以上継続して正社員として働いたことがある者以外の者(学卒後2年以内の者を除く) ※2 厚生労働省等が主催する講習を受けた者に限る。